

令和 6 年度（2024 年度）第 2 回宝塚市人権審議会 会議録

- 1 開催日時 令和 7 年（2025 年）3 月 18 日（火） 14 時 00 分から 16 時 00 分まで
- 2 開催場所 第 1 庁舎 大会議室
- 3 出席者 委 員 20 名中 17 名出席
事 務 局 22 名出席
- 4 協議事項
 - （1）第 3 次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針改訂版行動計画
 - （2）第 3 次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針改訂版成果指標
 - （3）その他
- 5 内 容

会長	本日の議題について、3つあります。一つは基本方針の改訂版について今年度計画されたことをどのように実践されたか点検をしていく、もう一つは成果が指標として出てきているので、その点検をさせていただき、それについて意見交換、最後はモニタリングの実施状況についてです。 それでは、第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針改訂版行動計画について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(説 明)
会長	重点項目を中心にご説明いただきました。全体を通してでもかまいませんので、質問・意見をお願いいたします。関連する意見・質問があれば、その時にお願いいたします。
委員	全体的な質問です。ご説明いただいたもので重点項目とそうでないものをご説明いただいたと思いますが、今日ご説明いただきましたものについてどのような基準で説明されたのかお聞きしたいと思いました。
事務局	基本的には重点項目をさせていただこうと思いましたが、全事業を見ていく中で、人権分野での社会的事象を考えて説明させていただく方がよいと思う項目を説明させていただきました。
委員	216番について、擁護委員と連携してとありますが、実施結果をみるとほんのわずかですが、実際に何をどれだけ何人くらいでどう取り組んでどうやったのかが全く見えないのでそれでやったというのはそれでいいのでしょうか。
事務局	令和5年度の行動計画については、指標などもなく文章で成果報告としておりました。5年度の人権審議会において人権啓発活動における人権の効果がどういう風に出ているのかみえないということで効果測定として数値目標を設定できるものについては、定量的な評価ということでこちらに示させていただきました。事業の実績の書きぶりで達成できていないから今後どうするのかという書きぶりについて足りない部分もあると思いますが、評価軸について見始めたばかりですので、こちらの書き方についてもご意見等あればいただければと思います。 また、モニタリングの部分については、時間をかけてたくさん広げるの

	かという部分もありますので、今のところ、差別的な表現などを見つけた場合は当課に言っていただき、検討委員会で検討をして削除要請をするということで、この分野に関して他市とも情報交換をしております。根本的な市のモニタリングでの解決の部分では難しいところもありますので、さらに上の機関に近畿市長会というものがあり、そちらの方の要望事項としてプラットフォームに対する法律の厳格化やそういった形での要望もさせていただいておりますので、国の動向も注視していきたいと思っております。
委員	2点あります。部落問題について、とりわけ若年層の意識が低く、7番にも入れていただきありがたいと思っております。それも含めて、次の課題だと思っているところは11番のことにについて、HPや動画等で子どもたちがゲーム含め悪意のある動画にすぐにアクセスできるという状況が全国的に起こっていると思います。子どもたちが見たときに第一に対応していただくのが先生や保育士さんだと思います。校内研修含め今の時世を踏まえてそのあたりを充実させていただければありがたいと思いました。もう1点お聞きしたいのが子ども分野です。子ども家庭庁ができて2年近くが経過し、各市町村の子ども施策がかなり動き出しているのではないのでしょうか。宝塚市の子ども施策の部分で国の動きも踏まえた中でどうなっているのかと今後の見通しなどを含めてお聞きしたいと思います。
事務局	令和元年度からの前期から5か年計画としてたからっ子「育み」プランを策定中です。国の動きに沿った形で計画を作成しているところで、ヤングケアラーや若者支援などそういった内容を盛り込んだものを作成中です。
委員	今、ちょうど作成しているということでしょうか。
事務局	4月から次に移行させるにあたっての作成をしているところです。
委員	意見表明権というところかというと子ども議会みたいな話があったと思いますが、宝塚市の子どもの全体数からいうと16人くらいで、子ども家庭庁の方も子どもの意見表明権など子どもたちの意見を聞くということにかなり力を入れていると思うので、子ども議会以外でも子どもたちの意見を聞けるような取り組みを今の施策の中で入れていただければ

ばと思います。

事務局

子ども議会以外でも施策の中で取り組んでいきたいと思ひますし、現時点で子どもサポート委員会でも子どもの意見侵害に対する意見表明の相談などもありますのでそちらの方の啓発にも取り組んでいきたいと思ひます。

委員

児童虐待防止に関連して、様々な啓発をされその目標を達成されていると説明をいただきましたが、宝塚市では実際に児童虐待の件数が年々減っているのでしょうか。やはり啓発も大事なものと同時に実際に児童虐待の件数が減っていることも合わせて示すことが必要だと思うのですがどうでしょうか。

事務局

児童虐待について全国的にも 20 万件を越えており、宝塚市の方でも増えてきている状況です。昨年度ですと、新規の件数が 619 件になっております。啓発も大事だと思いますが、実際に起こった後の対応も大事ですが、未然発生防止が大切だと思ひております。児童相談所や警察などの関係機関と連携して子どものサイン見逃さずに対応したいと思ひます。

委員

P.11 の 68 番の令和 6 年度実績において民生委員・児童委員のなど地域支援者への会合に出席し、情報収集を行うとありますが、個人的な情報をお話しするのはないと思ひますが、どういう形でされていたのか伺います。

事務局

地域に出向かないと得られない問題などを情報収集できる機会があればということで常に顔見知りの状態を作っておくために委託相談事業所がありますという形も含めまして、出席をさせていただいております。会議の中で直接的な事案が出ない可能性があります、民生委員の方々に委託相談事業所につなげばいいんだということを知っていただくために参加させていただいている認識です。

委員

民生委員としても近所のものとしてもなかなかそこにいけない関係性があると思ひます。そのような場合は市が対応していただくのがいいと思ひます。福祉サービスを利用されていない障碍をお持ちの家族の方もたくさんいらっしゃると思ひますので、そういう方たちのアウトリーチ

	を市がどのように考えているのかお聞きしたかったです。
事務局	支援を受けたいと意思表示されている方については、すぐにつながっていただけたらと思っております。支援を必要としないと思っておられる方にどのようにつながっていくかについては障碍に限らずいろんなところで問題になっていると思いますので、どこから支援を作っていくかをご相談させていただきたいと思っております。
委員	障碍をお持ちの方が相談をお電話して、医者診断を取ってほしいと一方通行で言われ困ったことがあったというお声があったのですが、そういうことは実際ないはずですね。
事務局	基本的には相談支援事業所の方で日々の困りごと全般的に伺いし、社会的支援に繋げていくことになりますので、お話を伺って診断書をもらってくださいだけで相談が終わることは基本ないと思います。
委員	災害と人権の部分で248、249について、市の広報や各小学校区、街協関係などでいろんな災害の対応、障碍者や高齢者のサポートなど民生委員さんとか地区の方とかやっておられると思いますが、そういうことが報告に載っていないのは残念なことだと思っております。事実としては各地域としてもいろいろやっておられると思うのでそういう部分もまた教えていただければと思います。
事務局	担当課としましては、地域福祉課になりますが、64番の要援護者支援事業を掲げております。障碍に限らず、要介助者や高齢の方についても災害時にどういった支援が必要かを事前に言っただき、迅速に対応するものになっているものです。
委員	子どもの権利擁護機関についてお聞きしたいです。
事務局	子どもの権利サポート委員会というものがあり、宝塚市長附属機関の第3者機関という位置づけで市内のお子さん方の相談をお受けしますという機関があります。 こちらの方で子どもまたは保護者様からの相談に対応していきますが最終的に子どもがどのような相談事、悩み事に対してどういったゴールを目指されているのかに沿って意見表明や申し立てに沿った調査や学

	校に対して聞き取りなどをさせていただいている状況です。
委員	独立した機関があるというのは1700くらいある自治体で50自治体くらいしかないと聞いていたので、宝塚市の方でも整備をされて子どもの頃から人権というのを考えていただけたらと思います。
委員	人権と命に直接かかわる戦争や平和などの事業についてもやっているとしますので報告で載せていただきたいと思います。 子どもの人権やSNSに関わる部分について、選挙の公正や主権者の問題などもう少し積極的にやっていただかないとフェイクやヘイトに負けてしまう子どもが出てくるとしますのでその辺を意見として言わせていただきます。
事務局	基本方針にある事案を行動計画に記載させていただいております。平和も所管する部署ですが、平和事業については基本方針などを作っていませんが、年内に6回程度の講演会や子どもと大人が一緒に戦跡を回るピース・ウォーク、今年度は非核平和都市宣言協議会40周年と施政70周年を合わせて講演会を実施しています。人権と深い関わりがあると思いますが、ここには記載しておりません。
委員	行政の職員に対する部落差別の知識について、3つの人文センターでもやられていると思います。職員の部落差別に対する理解度がどのくらいなのかと思います。特に若い職員についてです。 外国人の方々の日本語を勉強することについて国際交流協会に委託して人文センターでやっているのは知っていますが、外国人の方々はシフトなどによって人文センターでやっている講座に参加できないことがあると思います。そういう部分をもう少し柔軟に対応していただくことはできないでしょうか。
事務局	外国人の日本語教室の件ですが、夜間や早朝での対応は難しいところではありますが、国際文化センターでは、追加レッスンということで個人レッスンという形で講師のボランティアの先生になりますが講師と受講者さんで時間を設定してレッスンを行うということをしています。周知が足りていないところがあるかもしれません。
事務局	市の職員の若年層の部落問題の理解度について、交流学習会などでアン

	ケートは取っておりここ数年出席させていただいておりますが、理解度というより意欲について、積極性は最近の職員の方が高いと肌感覚ではありますが思っております。
委員	事務局にお願いします。1点目は目標値について、事務局で作るのではなく、各部局で作っていただきたいです。 2点目は、弱者について、障害をお持ちの方やハラスメントを受けている方など市役所にやっとの思いで言えた方々についてぜひ丁寧にご対応していただくようにご指導のほど思います。
事務局	行動計画について、活動指標で成果指標につながるように設定してもらうように各担当部局にお願いはしておりますが、まだまだ課題がありますのでこういう審議会でご意見をいただきながら、検討していきたいと思えます。 職員の対応については、接遇マニュアルなどを活用して丁寧な対応をしていくようにしていきたいと思えます。
委員	支援の在り方について変化していると思えます。行政や学校教育だけでしていくのは不可能な時代になっていることを自認することとアウトリーチや民間との共同など様々な切り口で考えていく必要があると思えます。国レベルで新しい事業が出てきていると思えますので分析なども含めて進めていただけたらと思えます。
会長	第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針改訂版成果指標についての説明をお願いします。
事務局	(説 明)
委員	支援実施件数や電話相談件数に減るのはいいことなのか増えることがいいことなのかこの実績を並べるとはとても難しいことだと思えます。もし毎年減っているのであれば、他のところに相談をしているのかもしれないですし、どこに相談に行っているのかの検証や別の指標も必要なのかなと思えます。
事務局	最初相談を受けたところがどこにつながっているのか、どこから電話がつながってきたのかなど、どこまで分類わけがとれるかについては難し

いところでもありますので検討していきたいと思います。

委員 災害時の要支援援護者について、障害者の人が支援を必要とする場合はどういう流れになるのでしょうか。申し出があればするのでしょうか。災害時の支援の仕方についても気にしていけないと思います。

委員 災害時に支援が必要かどうかという紙が必ず届きます。それに返事を書いて出す形になっております。

事務局 災害時の要援護者の支援計画については基本的には地域福祉課がとりまとめておりまして、地域福祉課からどのような方に災害があった時にどのような援護が必要かどうかのお手紙を渡すようになっており、その際に情報のやり取りをし、手帳をお持ちの方やサービスを使っておられる方など該当される方に対して、地域福祉課に情報提供して地域福祉課からそれぞれの方にお手紙をお渡しして災害時にこういった支援が必要かあらかじめご提示いただいているサービスです。

委員 外国の方への災害時の具体的な策はありますか。

事務局 災害時には国際交流協会と連携して支援にあたることは協議をしていますが、実際にそういうことが起こりますと、国際交流協会もボランティアなのでどこまで対応できるのか、被災者になる可能性もありますし地域の規模や災害の大きさにもよりますので、お答えできる範囲が今難しいです。

委員 行政には行政、地域には地域、学校には学校の使命があると思いますので、お互いがそれを日々認識して行動していくことが災害の施策になると思います。

委員 実績について、事業ができたのかできてないのかやはり数字に目が行ってしまいます。年1回を目標にしているところを実績0回というのは動いていないということです。

例えばp.3の不動産業者への啓発について、目標値が1回となっていますが2年連続で0回になっているなど目標値が低いものについて、目標を達成ができていないものについては身を入れて取り組んでいただき

	たいと思います。
委員	P. 2 の啓発の部分で、宝同協にかなり啓発の委託をされていると思います。人権啓発推進委員の活動もしております。校区人権啓発委員会がウェイトを占めていますが、啓発の活動のレベルがかつての人権の啓発を始めたときから下がっております。自分の校区では衰えることなく深めていっているところです。また、街協の中でも防災計画を作り提出しました。一番大事なのは市民の自助が大切だと思います。人権についてだけでなく防災についても自助、共助、公助というこの流れを大切にしなければと思いました。
会長	モニタリングについての説明をお願いいたします。
事務局	(説 明)
委員	8 時間は誰が決めたのでしょうか。
事務局	モニタリングが始まり、6.7 年経っておりまして、なぜ 8 時間かの根拠はわかりません。
会長	子どものことや障害者の方、外国籍の方、マイノリティの方の声を聴かなければならない人の声を聞くことが大事だと思いました。声なき声を聞くことが施策だと思いますので、生きるための出しにくい声を聞いてあげられる市になってほしいと思いました。 それでは、他に連絡事項があれば、事務局から説明をお願いします。
事務局	性的マイノリティのリーフレット改定のお知らせについて
会長	以上で本日の審議会を終わります。